

## 5. 合議制の機関(法第47条)について

問 合議制機関の設置方法は。

(答)

1. 地方公共団体が「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施する場合においても、国と同様に、その過程の透明性・中立性・公正性を確保する必要があります。
2. このため、地方公共団体が、本法に則って「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施する場合には、当該地方公共団体の条例により、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関を設置する旨、法第47条第1項に規定しています。
3. また、この「合議制の機関」の組織及び運営に関する事項についても、地方公共団体の条例で定める旨、法第47条第2項に規定しています。
4. 合議制機関の設置方法は次の4パターンが考えられます。
  - (1) 条例を制定し、新たに機関を設置。
  - (2) 行政評価に関する審議会等、同種の機能をもった審議会が存在する場合に、条例改正することによって活用。
  - (3) 地方自治法第252条の7を利用し、複数の自治体で共同設置。
  - (4) 地方自治法第252条の14を利用し、既に他の地方公共団体が設置している合議制の機関に事務を委託。

(参考)

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(機関等の共同設置)

- 第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。
- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
  - 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託)

- 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

問 合議制機関の委員は常勤でなければならないか。

(答)

1. 国における官民競争入札等監理委員会の委員は、すでに他の職に就いている方々も含め、様々な分野から広く登用することができるよう、非常勤としているところです(第39条第2項、第43条第4項)。
2. 地方公共団体における合議制の機関の組織及び運営に関する事項については、条例で定めることとなっており(第47条第2項)、委員についても、各地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえ、条例で定めることとなります。

問 既存機関を活用とした場合、その委員に知事等やOB・現職公務員が含まれる場合でも問題ないのか。

(答)

1. 合議制の機関は、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」の過程の透明性・中立性・公正性を確保するために設置されるものです。
2. したがって、その趣旨からすると、合議制の機関の委員に知事等や現職公務員が含まれる場合には、合議制の機関の役割を果たす上で問題があると考えます。
3. また、知事等が合議制の機関の委員になることにより、知事等が代表権を有する役員を務める第三セクター等が、本法に定める欠格条項(法第17条において準用する第10条第12号)により、競争に参加できなくなるなどの弊害も考えられます。

問 議会の常任委員会をもって「当該合議制の機関」とみなすことは可能か。

(答)

1. 本法第47条に規定する「審議会その他の合議制の機関」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する「附属機関」です。

2. したがって、議会の常任委員会をもって「当該合議制の機関」とみなすことはできません。

(参考)

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第138条の4

○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。